

志布志市観光特産品協会オリジナルキャラクターの使用に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、志布志市観光特産品協会のオリジナルキャラクター(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 営利を目的として使用する時(次条第1項の規定に基づいて申請を行い、承認を得た場合を除く。)
- (2) 立体物及び動画を製作する時(次条第2項の規定に基づいて申請を行い、承認を得た場合を除く。)
- (3) 志布志市及びキャラクターの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (4) 自己のトレードマークやデザインとするなど、独占的に使用、又は使用するおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当であると認められるとき。

(使用の申請)

第3条 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、事前にキャラクター使用承認申請書

(様式第1号)に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 キャラクターを用いて立体物及び動画を製作する場合には、営利又は非営利にかかわらず、前項の承認を受けなければならない。

(使用の決定)

第4条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、承認・不承認を決定し、キャラクター使用承認・不承認決定書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること(物件の提出が困難であると認められる場合は当該写真の代用を、前条の承認を要しない場合は完成物件の提出の省略をすることができる。)

(2) 使用するキャラクターは、キャラクターデザイン一覧(以下「デザイン素材」という。)に定めたものとする。

(3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン素材の改変など、応用使用はしないこと(会長が認めた場合は、この限りでない)。

(4)承認された用途以外に使用しないこと。

(承認内容の変更)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、事前にキャラクター使用変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、キャラクター使用変更承認・不承認決定書(様式第4号)をもって行う。

(権利設定の禁止)

第7条 キャラクターを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第9条 キャラクターを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、会長はその使用の差止めの請求、必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。この場合において、請求等を受けた使用者は、直ちにそれに従わなければならない。

2 会長は、キャラクターの使用承認を受けた者が第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に生じた損害については、会長はその責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月から施行する。